

社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則 (令 2.11.17)

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が社債券等の募集の引受けを行うに当たって、社債券等に係る需要情報及び販売先情報の発行者への提供等について必要な事項を定め、市場実勢を尊重した適正な業務の運営を図り、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 対象社債券等

次に掲げる主幹事方式で発行される有価証券（代表主幹事会員が主として個人に取得させることを目的として引受けを行うものを除く。）をいう。

イ 地方債証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる有価証券をいう。）

ロ 特別の法律により法人の発行する債券（金商法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる有価証券をいう。）

ハ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金商法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる有価証券をいう。）

ニ 社債券（金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する新株予約権付社債券を除く。）

ホ 投資法人債券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資法人債券をいう。）

ヘ 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前イ、ロ、ハ、ニ、ホ又は国債証券（金商法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる有価証券をいう。）の性質を有するもののうち国内で発行されるもの。

2 主幹事方式

有価証券の募集に際し、発行者から主幹事会員として指名を受けた引受会員が主となって発行条件の決定に関与する方式をいう。

3 引受会員

金商法第 2 条第 6 項に規定する引受人となる会員をいう。

4 主幹事会員

引受会員のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る対象社債券等の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員として当該発行者から指名された会員をいう。

5 代表主幹事会員

主幹事会員が 1 社である場合は当該主幹事会員をいい、主幹事会員が 2 社以上ある場合は、そのうち代表する 1 社をいう。

6 共同主幹事会員

主幹事会員が 2 社以上ある場合における代表主幹事会員以外の主幹事会員をいう。

7 他の引受会員

主幹事会員以外の引受会員をいう。

8 需要情報

対象社債券等に係る発行条件ごとの顧客の名称又は業態別の顧客数及びその需要額をいう（個人に係る

ものを除く。)

9 販売先情報

対象社債券等の販売先の顧客の名称又は業態別の顧客数及びその販売額をいう（個人に係るものを除く。)

10 プレ・マーケティング

引受会員が対象社債券等の引受けを行うに当たり、投資者からの発行条件に係る水準に関する意見の聴取をいう。ただし、対象社債券等が金商法第3条各号に掲げる有価証券に該当しない場合は、有価証券届出書又は発行登録書が提出された後に行うものに限る。

(需要情報の発行者等への提供)

第3条 代表主幹事会員は、プレ・マーケティングにより取得した需要情報を、毎営業日ごと又は発行条件決定日の前営業日まで（やむを得ない事情がある場合にあっては、発行条件決定日の条件決定までの間）に発行者に提供しなければならない。

2 代表主幹事会員は、共同主幹事会員又は他の引受会員（全ての他の引受会員の引受見込合計額が発行見込額の10%を超える場合における他の引受会員に限る。以下この条において同じ。）があるとき、当該共同主幹事会員及び当該他の引受会員がプレ・マーケティングにより取得した需要情報を取得し、前項に基づき発行者に提供する需要情報にこれを含めなければならない。

3 共同主幹事会員及び他の引受会員は、代表主幹事会員と合意した時限までに、需要情報を代表主幹事会員に提供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、代表主幹事会員は発行者の同意を得て、共同主幹事会員及び他の引受会員から直接発行者に需要情報を提供させることができる。

5 主幹事会員は、需要情報のうち、あらかじめ発行者及び主幹事会員間で合意した範囲の情報について、主幹事会員間で共有するものとする。

(販売先情報の発行者等への提供)

第4条 代表主幹事会員は、販売先情報を遅滞なく発行者に提供しなければならない。

2 代表主幹事会員は、共同主幹事会員又は他の引受会員がある場合には、当該共同主幹事会員及び当該他の引受会員から販売先情報を取得し、前項に基づき発行者に提供する販売先情報にこれを含めなければならない。

3 共同主幹事会員及び他の引受会員は、販売後遅滞なく、販売先情報を代表主幹事会員に提供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、代表主幹事会員は発行者の同意を得て、共同主幹事会員及び他の引受会員から直接発行者に販売先情報を提供させることができる。

5 主幹事会員は、販売先情報のうち、あらかじめ発行者及び主幹事会員間で合意した範囲の情報について、主幹事会員間で共有するものとする。

(実名での情報提供が必要となる顧客の範囲等)

第5条 顧客（個人を除く。）が次の各号のいずれかに該当する者である場合、第2条第8号及び同条第9号の規定にかかわらず、第3条中「需要情報」とあるのは「需要情報（発行条件ごとの顧客の名称及びその需要額をいう。）」と、前条中「販売先情報」とあるのは「販売先情報（販売先の顧客の名称及びその販売額をいう。）」と読み替えるものとする。

1 業として預金又は貯金の受入れをすることができる者（国内に支店を有する外国法人を含む。)

2 金融商品取引業者（国内に支店を有する外国法人を含む。)

- 3 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。）
 - 4 保険会社（国内に支店を有する外国法人を含む。）
 - 5 全国共済農業協同組合連合会
 - 6 全国共済水産業協同組合連合会
 - 7 全国労働者共済生活協同組合連合会
 - 8 国家公務員共済組合連合会
 - 9 国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法第3条第1項に規定する国家公務員共済組合をいう。）
 - 10 地方公務員共済組合連合会
 - 11 全国市町村職員共済組合連合会
 - 12 日本私立学校振興・共済事業団
 - 13 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 14 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 15 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 16 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
 - 17 独立行政法人福祉医療機構
 - 18 独立行政法人都市再生機構
 - 19 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 20 独立行政法人環境再生保全機構
 - 21 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 22 企業年金連合会
 - 23 地方公共団体金融機構
 - 24 沖縄振興開発金融公庫
 - 25 株式会社国際協力銀行
 - 26 株式会社日本貿易保険
 - 27 前各号に該当しない者のうち、需要額又は販売額が10億円以上の者（外国法人を含む。）
- 2 引受会員は、前項各号に掲げる顧客に対して、顧客から当該顧客の名称の提供を拒む旨の申出がある場合を除き、需要情報及び販売先情報（いずれも前項の読替え後のものをいう。）が発行者及び主幹事会員に提供されることをあらかじめ周知するものとする。
 - 3 引受会員は、顧客から前項の申出を受けた場合には、当該顧客の名称を匿名により発行者及び主幹事会員に提供するものとする。
 - 4 引受会員は、自己の需要がある場合には需要情報に発行条件ごとの自己の名称及び需要額を明示し、自己の購入がある場合には販売先情報に自己の名称及び購入額を明示しなければならない。

（提供した情報に係る発行者における適切な管理）

第6条 引受会員は、第3条の規定により提供する需要情報及び第4条の規定により提供する販売先情報を発行者が受領する場合、当該情報を漏洩することのないよう当該発行者において適切に管理することの確約を得るものとする。

（社内規則の制定）

第7条 引受会員は、対象社債券等の引受けを行うに当たり、対象社債券等の需要情報及び販売先情報の提供に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守しなければならない。

- 2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、規定するものとする。

- 1 需要情報の取得・提供方法
- 2 販売先情報の取得・提供方法
- 3 需要情報及び販売先情報の作成に用いた根拠資料の保管・保存方法
- 4 報道機関への適正な情報提供
- 5 社内検査手続
- 6 その他会員が必要と判断する事項

(社内管理体制の充実)

第 8 条 引受会員は、対象社債券等の需要情報及び販売先情報の比較等により、対象社債券等の発行手続等が適正に行われたか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

(記録の作成及び保存)

第 9 条 引受会員は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう対象社債券等に係る次の各号に掲げる記録を作成し、当該対象社債券等が発行された日から 5 年間保存しなければならない。

- 1 需要情報に関する記録
- 2 販売先情報に関する記録
- 3 前 2 号に関し、第 5 条第 3 項の規定により、顧客の名称を匿名とした場合には、当該顧客の名称及び当該顧客が名称の提供を拒んだ事実の記録
- 4 前条に規定する検査結果に関する記録
- 5 その他会員が必要と判断する記録

(本協会への報告)

第 10 条 本協会は、必要があると認めるときは、引受会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 引受会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の求めに応じなければならない。

付 則

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に元引受契約を締結する対象社債券等の募集から適用する。ただし、地方債証券は、令和 3 年 4 月 1 日以降に元引受契約を締結する募集から適用する。
- 2 引受会員が募集の引受けを行う対象社債券等の発行額が 100 億円以下の場合、令和 3 年 6 月 30 日までの間、この規則を適用しないことができる。